



MITSUBISHI  
ELECTRIC

*Changes for the Better*

家庭から宇宙まで、エコチェンジ。 eco Changes



CSRの取組 | ガバナンス

Governance

2018

三菱電機株式会社

# ガバナンス 目次

・ ガバナンス	1
・ コーポレート・ガバナンス	2
・ コンプライアンス	8
・ トップメッセージ／基本的な考え方	9
・ グローバルレベルでコンプライアンスを徹底する体制	11
・ 主なコンプライアンスリスクへの取組	13
・ コンプライアンス方針の周知徹底／教育	15
・ コンプライアンス監査	16
・ 相談窓口「倫理遵法ホットライン」を社内外に設置	17
・ リスクマネジメント	18
・ 基本的な考え方	19
・ リスクマネジメント体制	20
・ 環境リスクへの対応	21
・ 災害対策の取組	22
・ 情報セキュリティーへの対応	25
・ 基本的な考え方	26
・ 情報セキュリティーの体制	27
・ 各種施策	30
・ 個人情報保護の取組	31
・ 第三者評価・認証	32
・ 三菱電機グループの知的財産活動	34
・ 株主・投資家とともに	37

# ガバナンス



## コーポレート・ガバナンス

※投資家情報へ移動します。

## コンプライアンス

- ▶ トップメッセージ／基本的な考え方
- ▶ グローバルレベルでコンプライアンスを徹底する体制
- ▶ 主なコンプライアンスリスクへの取組
- ▶ コンプライアンス方針の周知徹底／教育
- ▶ コンプライアンス監査
- ▶ 相談窓口「倫理遵法ホットライン」を社内外に設置

## リスクマネジメント

- ▶ 基本的な考え方
- ▶ リスクマネジメント体制
- ▶ 環境リスクへの対応
- ▶ 災害対策の取組
- ▶ 情報セキュリティーへの対応

## 研究開発

※研究開発・技術へ移動します。

## 知的財産権

※研究開発・技術へ移動します。

## 株主・投資家とともに



### CSRの重要課題

- コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスの継続的強化

# コーポレート・ガバナンス

---

## 基本的な考え方

三菱電機グループは、経営の機動性、透明性の一層の向上を図るとともに、経営の監督機能を強化し、持続的成長を目指しています。顧客、株主を始めとするステークホルダーの皆さまの期待により的確に応えうる体制を構築し、更なる企業価値の向上を図ることを基本方針としています。

[コーポレート・ガバナンスに関する報告書 !\[\]\(dfbd6b3763a6d1d9afaa974f64e2e4b5\_img.jpg\) \(PDF:133KB\)](#)

[【投資家情報】IR資料室](#)

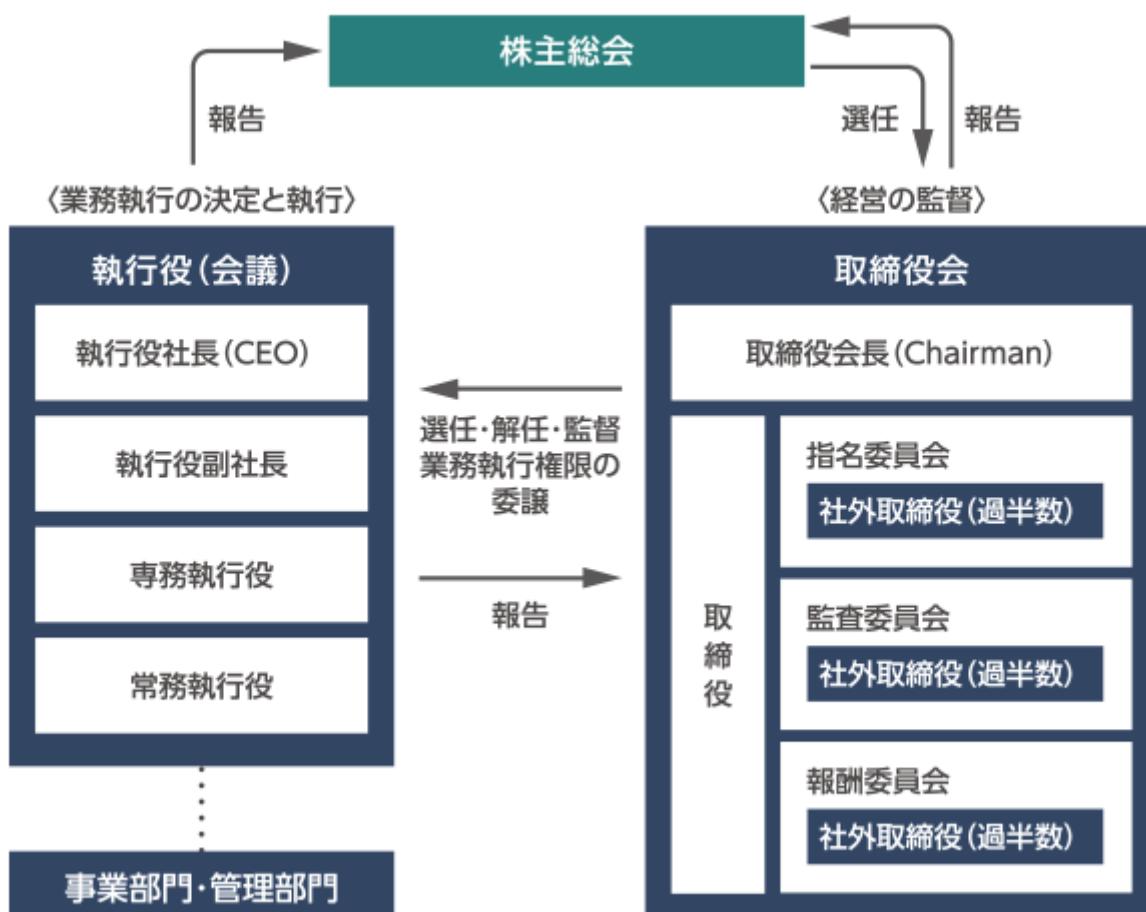
## コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

### 会社機関の概要

当社は、2003年6月に委員会等設置会社（現：指名委員会等設置会社）へ移行し、経営機構の改革を行いました。これにより、経営の監督と執行の分離を行い、経営の監督機能は取締役会が、経営の執行機能は執行役が担う体制としました。

当社の取締役は12名で構成し、社外取締役が5名（うち1名は女性）を占める体制とし、客観的な視点から当社経営への助言と監督を行っています。取締役会の内部機関として、指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設置しました。それぞれ5名の取締役（うち過半数は社外取締役）により構成しています。なお、監査委員会には、専属の独立したスタッフを配置し、監査委員を補佐しています。

当社の経営機構の特長としては、経営監督機能の長である取締役会長と、最高経営責任者である執行役社長を分離したことが挙げられます。また、取締役会長、執行役社長とも、指名・報酬委員会のメンバーとはしていません。経営の監督と執行を明確に分離することにより、当社のコーポレート・ガバナンスをより実効性のあるものとしています。



コーポレート・ガバナンス体制

## 内部統制システムの整備の状況など

(ア) 監査委員会の職務の執行のため、監査委員の職務を補助する専属の使用人を配置するなど独立性を担保するとともに、監査委員の職務の執行に際して生ずる費用又は債務の処理についての社内規程を定め、適切に処理しています。

また、監査委員会への報告に関する体制を整備し、内部統制部門より当社及び子会社に関する情報を監査委員会に報告するとともに、内部通報制度を整備し、その内容について監査委員に報告しています。

さらに、監査委員は、執行役会議等重要な会議への出席、執行役並びに当社事業所及び子会社幹部へのヒアリング等の調査を実施するとともに、会計監査人及び監査担当執行役から定期的な報告を受け、監査の方針・方法、実施状況及び結果等の協議を行っています。

(イ) 三菱電機グループの業務の適正を確保するために必要な社内規程・体制等を定めるとともに、当該体制については、各執行役が自己の分掌範囲について責任を持って構築し、重要事項については執行役会議を開催して審議を行っています。

また、運用状況については各執行役が自ら定期的に点検し、内部統制部門が内部統制体制、規程等の整備・運用状況等の点検を実施するとともに、内部通報制度を整備し、その内容について監査委員に報告しています。

さらに、当該体制の運用状況について、内部監査人が監査を行い、監査担当執行役を通じ、監査の結果を定期的に監査委員会に報告しています。

## 内部監査及び監査委員会監査の状況

内部監査人には専属の人員を配置し、更に関連部門から専門的視点を有する応援監査人を加え、公正・客観的な立場から内部監査を実施しています。

監査委員会は、5名の取締役で構成され（うち3名は社外取締役）、委員会の定めた方針・役割分担に従い、調査担当監査委員が中心となって取締役・執行役の職務執行の監査や子会社に対する調査を実施しています。

監査委員会は、内部監査人より監査担当執行役経由で監査報告書の提出を受けるとともに、方針打合せや定期的な報告会などを通じて意見交換を実施しています。また、会計監査人と、監査の方針・方法について打合せを行うとともに、実施状況、監査結果につき説明・報告を受け、意見交換を実施しています。

## 取締役への適時適切な情報提供と、取締役会レビューの実施及びその分析・評価の実施

経営の監督機能を強化するため、各取締役には取締役会及び各委員会に設置した事務局より、経営の監督に必要な情報を適時適切に提供しています。また、取締役会の経営監督機能の一層の向上のため、社外取締役への情報提供と意見交換の場を設けており、取締役への経営情報提供の一層の充実を図っています。

また、取締役会の更なる実効性向上を図るため、取締役会レビューを毎年実施し、以下の分析・評価を実施しています。

- 取締役会の開催頻度、日程、時間
- 取締役会の議論に関連して提供される情報（質・量）及び提供方法
- 取締役会での提供資料、説明内容・方法、質疑応答要領、議案毎の時間配分
- その他取締役会の実効性を高める仕組み
- 過去の取締役会レビューを踏まえた各種施策に対しての改善事項等

レビューの結果、取締役会が適切に経営監督機能を発揮していくためには、執行側との適時適切な経営情報の共有が必要であるところ、本取締役会レビューの結果を踏まえた見直しが継続的に行われており、従来に比し活発かつ率直な議論が行われるようになったとの評価を受けました。これらの評価から、当社取締役会の実効性は十分に担保されているものと考えていますが、取締役会等でのより一層の議論の充実のため、審議時間の拡大等を図っていきます。

## 役員報酬等の決定に関する方針

### 取締役の報酬、執行役の報酬

当社は、社外取締役が過半数を占める報酬委員会において、方針を決定しており、その概要は以下のとおりとなっています。

#### ■取締役の報酬

1. 取締役の報酬制度は、客観的に当社の経営へ助言と監督を行うため、一定金額報酬と退任時の退任慰労金を支給する。
2. 一定金額報酬については、取締役の職務の内容及び当社の状況等を勘案し、相当と思われる額とする。
3. 退任慰労金については、報酬月額及び在任年数等に基づき定めることとする。

#### ■執行役の報酬

1. 執行役の報酬制度は、経営方針の実現及び業績向上へのインセンティブを重視し、一定金額報酬と退任時の退任慰労金に加えて、業績連動報酬を支給する。
2. 一定金額報酬については、執行役の職務の内容及び当社の状況等を勘案し、相当と思われる額とする。
3. 業績連動報酬については、連結業績及び各執行役の担当事業の業績等を勘案して決定し、株主と執行役の利益を一致させ、より株主重視の経営意識を高めるとともに、中長期的な視点での業績向上のインセンティブを高めるため、その50%を株式報酬とする。なお、株式報酬として取得した当社株式は、原則退任後1年が経過するまで継続保有することとする。
4. 退任慰労金については、報酬月額及び在任年数等に基づき定めることとする。

取締役及び執行役の報酬額は「[有価証券報告書](#)」をご参照ください。

## 社外取締役について

### 社外取締役の有効な活用

当社の取締役は12名で構成し、社外取締役が5名（うち1名は女性）を占める体制とし、客観的な視点から当社経営への助言と監督を行っています（取締役会における社外取締役の構成比率42%）。

社外取締役は、取締役会等を通じて、内部監査人、監査委員会、会計監査人及び内部統制部門の活動状況についての報告を受け、客観的な視点から、当社経営に対する有益な発言を行うなど、経営のチェック機能を高め、より透明性の高い経営監督体制の整備に尽力しています。

### 独立社外取締役の独立性判断基準等

社外取締役には、その経験に裏付けされた高次の視点から、当社経営の監督を行うことを期待しており、その役割を担うに相応しい人格、識見及び業務・専門職経験を備えているかを総合的に検討して、十分にその能力があり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める社外取締役の独立性ガイドライン（下記参照）の要件を満たすなど、一般株主と利益相反が生じるおそれもない独立性のある者を選任しています。

### ＜社外取締役の独立性ガイドライン＞

実業界の経営者経験者、法律家、学識経験者等の中から、当社経営の監督者としてふさわしい者で、かつ以下のいずれにも該当しない者を社外取締役候補者に指名する。なお、以下1、2、4、5については、過去3事業年度のうちいずれかの事業年度において該当した場合を含む。

1. 当社との取引額が、当社又は相手先会社の連結売上高の2%を超える会社に業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他使用人（以下、業務執行者）として在籍している場合
2. 当社の借入額が、連結総資産の2%を超える会社に業務執行者として在籍している場合
3. 当社の会計監査人の関係者として在籍している場合
4. 専門家・コンサルタントとして、当社から1,000万円を超える報酬を受けている場合
5. 当社からの寄付が、1,000万円を超えるかつ団体の総収入の2%を超える組織に業務執行役員（理事等）として在籍している場合
6. 当社の大株主（10%以上の議決権保有）又はその業務執行者として在籍している場合
7. その他重大な利益相反を生じさせる事項がある者又は会社等の関係者である場合

## 社外取締役一覧（2018年6月28日現在）

地 位	氏名、写真	担 当	選任理由	取締役会出席率 (2017年度)
社外取締役	 薮中 三十二	指名委員 報酬委員	国際情勢の専門家としてのご経験・ご見識は、当社にとって大変有益であり、社外取締役として客観的な視点から、当社経営に対する監督を行っていただけるものと判断しております。	100% (7/7回)
社外取締役	 大林 宏	指名委員長 監査委員	検事・弁護士としてのご経験・ご見識は、当社にとって大変有益であり、社外取締役として客観的な視点から、当社経営に対する監督を行っていただけるものと判断しております。	100% (7/7回)
社外取締役	 渡邊 和紀	監査委員 報酬委員	公認会計士としてのご経験・ご見識は、当社にとって大変有益であり、社外取締役として客観的な視点から、当社経営に対する監督を行っていただけるものと判断しております。	100% (7/7回)
社外取締役	 永易 克典	指名委員 監査委員	銀行の経営に携わられ、その経験を通じて培われた経営の専門家としてのご経験・ご見識は、当社にとって大変有益であり、社外取締役として客観的な視点から、当社経営に対する監督を行っていただけるものと判断しております。	86% (6/7回)
社外取締役	 小出 寛子	指名委員 報酬委員	国際的な企業の経営に携わられ、その経験を通じて培われた経営の専門家としてのご経験・ご見識は、当社にとって大変有益であり、社外取締役として客観的な視点から、当社経営に対する監督を行っていただけるものと判断しております。	100% (7/7回)

(注) 当社は、2017年度において、取締役会を7回開催しております。

## コンプライアンス

---

トップメッセージ／基本的な考え方

グローバルレベルでコンプライアンスを徹底する体制

主なコンプライアンスリスクへの取組

コンプライアンス方針の周知徹底／教育

コンプライアンス監査

相談窓口「倫理遵法ホットライン」を社内外に設置

# トップメッセージ／基本的な考え方

## トップメッセージ

三菱電機グループにおいて、「倫理・遵法」は企業経営の基本を成すものと位置付け、従業員一人ひとりに以下のトップメッセージを発信・共有し、社会・顧客・株主とのより高い信頼関係の確立に一層努めています。

企業をとりまく環境は急激な変化が続いているが、いかに時代が移り変わっても、決して変えてはならないのが、企業倫理・遵法精神の徹底です。

三菱電機グループでは、コンプライアンスの基本方針として「企業倫理・遵法宣言」を制定し、その中で、「法、社会倫理、あるいは社会常識にもとる行為をしなければ達成できない目標の設定やコミットメントはしません」と社会に対して宣言しています。

皆さんにおかれでは、目前に迫る創立100周年、更には次の100周年に向けて、お客様や社会から信頼される企業であり続けるために、改めて「倫理・遵法の徹底」は会社が存続するための基本であることを肝に銘じてください。そして、社会を構成する一員として皆さん一人ひとりが「倫理・遵法に反する行為は行わない」ことを自らの責務として強く認識し、常日頃から数段高い倫理観を持って誇り高き行動をとるよう心掛けてください。

執行役社長

杉山 武史

## コンプライアンスに対する考え方

三菱電機グループでは、2001年に制定した「企業倫理・遵法宣言」をコンプライアンスの基本方針として、「倫理・遵法の徹底」は会社が存続するための基本であると認識しています。このような認識の下、「法令遵守」のみに留まらず「企業倫理」の観点も含めたより広義の「コンプライアンス」を推進すべく、コンプライアンス体制の充実を図るとともに、従業員教育にも注力しています。

### 【企業倫理・遵法宣言】

法の遵守	法は最低限の道徳であることを認識し、法の遵守はもちろん、社会全体の倫理観や社会常識の変化に対する鋭敏な感性を常に持ち、行動します。法、社会倫理、あるいは社会常識にもとる行為をしなければ達成できない目標の設定やコミットメントはしません。
人権の尊重	常に人権を尊重した行動をとり、国籍、人種、宗教、性別等いかなる差別も行いません。
社会への貢献	企業としての適正利潤を追求するとともに、社会全体の発展を支えるとの気概を持ち、企業の社会的責任を自覚して行動します。
地域との協調・融和	良き市民、良き隣人として、ボランティア活動等地域社会の諸行事に積極的に参加し、地域の発展に貢献します。
環境問題への取り組み	循環型社会の形成を目指し、資源の再利用をはじめ、あらゆる事業活動において、いつも環境への配慮を忘れずに仕事を進めます。
企業人としての自覚	企業人として自覚を持ち、自らの扱う金銭等の財産、時間、情報等（特に電子メールやインターネットの利用）に対し、公私を厳しく峻別し行動します。

## 「三菱電機グループ倫理・遵法行動規範」

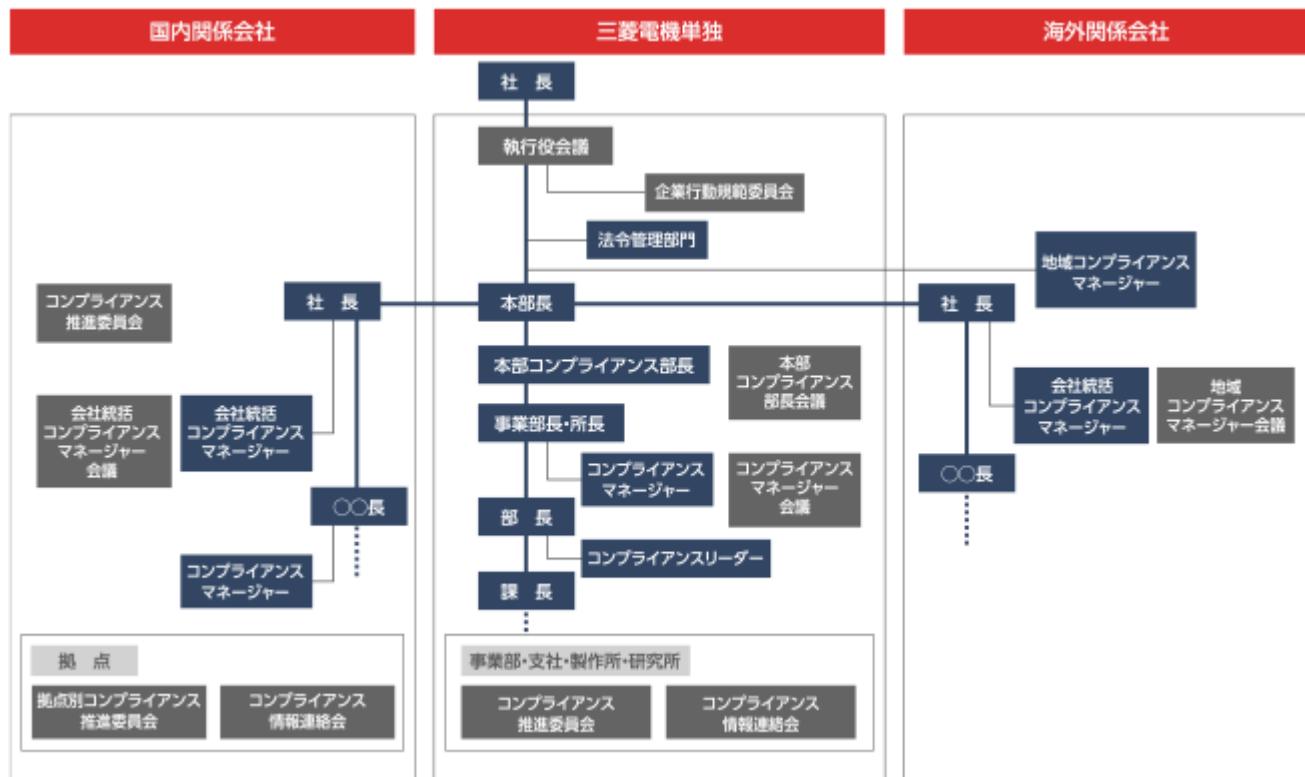
「[三菱電機グループ倫理・遵法行動規範](#)」(PDF: 4.31MB)とは、三菱電機グループの従業員一人ひとりが事業や担当業務を遂行するに当たって遵守・尊重すべき法令や社会規範を整理し、まとめた統一的な行動規範であり、日常行動における指針となるものです。1990年に制定し、その後の法令の改正や社会の規範意識の変化等を反映しながら改訂を重ねており、直近では2017年4月に発行し公表しています。

日本語のほか、英語、中国語、タイ語をそろえ、国や地域を問わず共有できる内容としており、全世界の三菱電機グループの従業員一人ひとりが実践すべき規範となっています。

# グローバルレベルでコンプライアンスを徹底する体制

三菱電機グループのコンプライアンス体制は、「コンプライアンス推進は、事業推進と一体不可分」との認識の下、三菱電機の各部門及び国内外の関係会社各社が主体的にコンプライアンスを推進する体制としています。

2012年10月には、全社コンプライアンス施策の推進体制の強化を目的として、法務部を「法務・コンプライアンス部」に改称するとともに、すべての本部に「コンプライアンス部」を新設し、本部単位での全社コンプライアンス施策の展開・点検活動の強化に取り組んでいます。また、2014年4月には、法務・コンプライアンス部内に専門組織を設置し、これまで整備してきた海外コンプライアンス体制の更なる強化・拡大を図り、グローバルレベルでコンプライアンスを徹底する体制を漸次整備しています。



コンプライアンス推進体制 (グループ)



中国地域コンプライアンス実務者会議



アジア地域コンプライアンスマネージャー会議

## VOICE（中国コンプライアンス活動推進担当者）

私は、中国地域のコンプライアンス推進活動及び法令に関する相談業務を担当しています。中国では、積極的な法整備のため、その改正頻度も高いと言えます。そこで、各拠点に最新の法令情報を迅速に把握してもらうため、毎月、中央／地方レベルの主要な新しい法令をまとめ、“法令速報”という形でメール配信しています。また、拠点のコンプライアンス体制づくりを支援する活動のほか、倫理遵法の意識を中国全域の従業員に持つてもらうため、コンプライアンス教育プログラムでも教材の作成及び講習会の講師を担当しています。中国地域の法務スタッフとして、引き続き中国の従業員の遵法意識の向上に貢献していきたいです。



三菱電機（中国）有限公司  
法務室  
**李黎**

## 主なコンプライアンスリスクへの取組

### 公正な競争（独占禁止法違反防止）

三菱電機グループは、国内外において独占禁止法違反に対する高額な罰金や制裁金を科されるなど厳しい処分を受けた反省を踏まえ、独占禁止法を最重要法令の一つと掲げ、グループを挙げて再発防止・風化防止に継続的に取り組んでいます。三菱電機及び国内外の関係会社を対象とした社内規則の整備と運用、独占禁止法に特化した内部監査などの取組を強化したほか、eラーニングと対面式を組み合わせた従業員教育も重点的に行ってています。

2013年度から2015年度にかけて、三菱電機にて集中的な研修を合計241回実施し、11,248名が参加しました。また、関係会社においても、2013年度から2016年度にかけて、幹部や営業部門等を対象に研修を実施し、3,326名が参加しました。

2016年度以降も、関係会社を含めて各事業の特色を反映した実践的な研修を実施しており、2018年度までに約10,700名を対象に約350回の研修を実施する予定です。さらに、海外においても、対面式教育やeラーニングを通じて、地域の特性に応じた独占禁止法の教育を展開しています。

今後も日常の事業活動や社内規則の運用状況に対する定期的なモニタリング、取引実態にあわせた実務的な従業員教育など、再発防止・風化防止のための更なる取組を図っていきます。

### 汚職防止（贈収賄防止）

三菱電機グループでは、国内外公務員などへの対応について、社内規則の整備、従業員教育、自己点検や内部監査などを実施し、贈賄防止の対策を講じています。

グループ各社及びその役員・従業員が贈賄行為を行わないこと、贈賄行為によらなければ達成できないような利益を追求しないことなどを改めて内外に示すべく、2017年4月1日、「三菱電機グループ 贈賄防止ポリシー」を制定し、グループを挙げて贈賄防止に取り組んでいます。

 [三菱電機グループ 贈賄防止ポリシー \(PDF : 381KB\)](#)

また、三菱電機にて公務員等と接触する機会のある従業員を対象としたeラーニングを約21,800名が受講、更に外国公務員と接触する機会が多い従業員に対し、実務上のポイントやケーススタディに重点を置いた対面教育を実施し、約730名が参加しました。

今後も、世界的に贈賄規制が強化されている現状を踏まえ、グローバルレベルでの事業拡大に対応すべく、各地域の取組を一層充実させるとともに、汚職に巻き込まれるリスクが特に高い国や取引を抽出し、効果的かつ効率的に対策を講じていきます。

### 政治活動への支援対応

三菱電機グループでは、政治活動への支援を行う場合は各国の法令などを遵守するとともに、企業理念に照らし、社会的立場を十分考慮して支援を行うこととしています。

例えば三菱電機において国内の政治寄付を行う際は、政治資金規正法に則り総務部が全件内容を審査するなど、社内手続きを厳守することとしています。また、公職選挙においては、公職選挙法に抵触しないことはもとより、健全な社会常識から逸脱することのない対応を心がけています。

## 輸出管理

三菱電機は、国際的な平和及び安全の維持を目的として「安全保障輸出管理規則」を定めています。これに基づき、すべての取引について、輸出規制品目の有無や、仕向国、顧客、用途、取引条件に安全保障上の懸念がないかを審査し、法令に従った厳格な管理を行っています。国内・海外の関係会社に対しても、三菱電機の方針に則った管理を行うように三菱電機グループ会社の標準規則（日本語、英語、中国語、タイ語）を提供し、各社の規則制定、体制整備、教育、社内監査などの指導を行っています。2017年度は、タイ・台湾・中国・欧州で関係会社の輸出管理責任者を対象にした教育を行いました。また、国内向けにeラーニング教育を実施し、社内 約36,000名、関係会社 約34,000名が受講しています。海外関係会社にも英語、中国語、タイ語のeラーニング教材を提供し、各社で教育を実施しています。

## 反社会的勢力との関係遮断

三菱電機グループでは、「事業を行う各国・地域において、反社会的勢力（暴力団、テロリスト、麻薬組織、その他犯罪組織）とは取引を含めて一切の関係を持ちません」との考え方を持ち、「三菱電機グループ倫理・遵法行動規範」に次の3つの内容を明記し、取り組んでいます。

- ① 反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応する。
- ② 新規に取引を開始するときは、その取引先が反社会的勢力との関係がないことを確認する。
- ③ 取引開始後においても、取引先が反社会的勢力との関係が明らかになった場合に、契約を解除することができる「暴力団等反社会的勢力排除条項」を契約書に導入する。

また、日本では三菱電機グループ全体で反社会的勢力から不当要求があった場合に対応するため、暴力団対策法に定められている不当要求防止責任者を各事業所及び各関係会社単位で選任するとともに、取引先が反社会的勢力であると判明した場合には、警察や外部専門機関（警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、全国の暴力追放運動推進センター等）、弁護士と連携して速やかに関係を遮断するよう努めています。

# コンプライアンス方針の周知徹底／教育

## コンプライアンス方針の周知徹底

三菱電機グループのコンプライアンスに対する考え方は、社長を始めとする経営トップが、繰り返し様々な場面で従業員に直接メッセージを発し、その重要性を浸透させています。

また、「企業倫理・遵法宣言」の内容を記載したポスターの各職場への掲示、携帯用カードの従業員への配布などによつても周知しています。

「三菱電機グループ倫理・遵法行動規範」は、海外も含めた三菱電機グループの全従業員に展開し、また、国内の三菱電機グループの全従業員に対しては、事業活動を行う中で倫理・遵法上注意すべき点をまとめている「倫理・遵法行動ガイドライン」も合わせた小冊子のかたちで配布しています。



企業倫理・遵法宣言ポスター



携帯用カード



「三菱電機グループ倫理・遵法行動規範」小冊子

PDF : 4.31MB

## 多様な手法を駆使したコンプライアンス教育

三菱電機グループでは、事業遂行に必要な各種法律や、三菱電機グループのコンプライアンスに対する考え方について、講習会、eラーニング、マニュアル配布、システムログイン時の画面表示など様々なツールによって浸透を図っています。その内容は、事業別、階層別、職種別、地域別（海外）など対象に応じた最適な内容を検討して実施しています。

三菱電機グループには、各社・各部門が独自に実施している教育のほか、全社横断的に行う教育もあります。主要な法令や人権の尊重等の三菱電機グループのコンプライアンスに対する考え方をまとめた教育は、eラーニング、集合教育、通信教育等の方法で事業を行う世界各国の従業員が受講しており、国内（三菱電機及び国内関係会社）では2017年度に122,909名が受講しています（コンプライアンスeラーニングの受講率100%<三菱電機単体>）。海外でも例えば東南アジア・オセアニア地域にて統一的なコンプライアンスeラーニングを行い、7,125名が受講しています。

講習会の一例としては、2017年度に三菱電機法務・コンプライアンス部がコンプライアンスについて三菱電機グループにおいて実施した講習会は314回、参加者は延べ12,796名でした。

## コンプライアンス監査

---

三菱電機グループにおいて、各社・各部門は、各法令・倫理分野に応じた複数のチェックシートなどをもとに自社・自部門のコンプライアンスの自己点検を年に複数回、様々なかたちで行い、コンプライアンス遵守の状況の確認及び是正をしています。

また、三菱電機グループの業務の適正を確保するために必要な社内規定・体制等を定め、その運用状況について三菱電機の監査部が主体となった、コンプライアンスの内部監査（倫理・遵法、財務管理、人事管理、技術管理、品質管理等の監査項目）も行っています。監査の結果、是正が必要と思われる会社・部門には改善指示を行うとともに、監査担当執行役を通じ、監査結果を定期的に監査委員会へ報告しています。

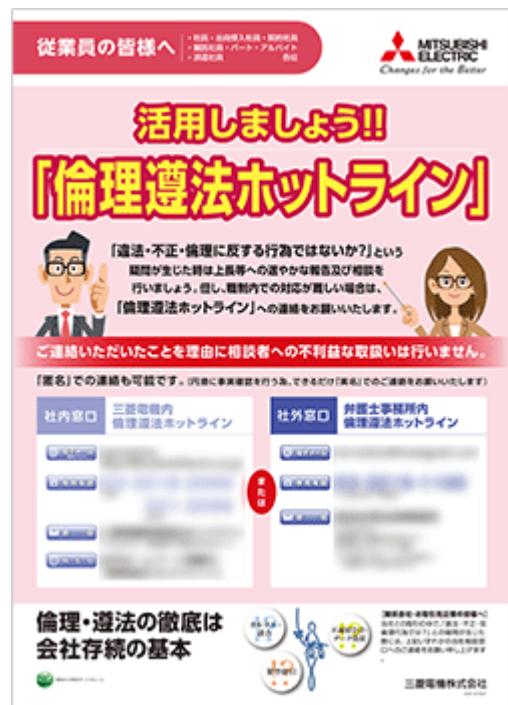
## 相談窓口「倫理遵法ホットライン」を社内外に設置

三菱電機は、不正・違法・反倫理行為を速やかに把握して、自浄作用を働かせることを目的に「倫理遵法ホットライン」（内部通報制度）を設けています。その相談窓口は、社内に加えて社外にも窓口（弁護士事務所）を設置しています。倫理遵法ホットラインでは、匿名通報にも対応し、また、相談者に対する不利益取扱の排除及び氏名の守秘などは、社内規則において明確に規定しています。なお、三菱電機が関係する取引などについては、お取引先及び関係会社からのご相談も受け付けています。

個々の通報に対しては、内容に応じて調査実施部門の編成を行い、事実関係の確認を行います。その結果、法律や社内規則の定めに沿っていないおそれのある行為などに対しては、ルールの見直しや説明会による正しい理解の促進・浸透に取り組んでいます。違法行為及び社内規則違反などを確認した場合は、該当者に対する処分や該当部門への改善措置を実施します。

この「倫理遵法ホットライン」の仕組みは、三菱電機の全従業員に配布している「三菱電機グループ倫理・遵法行動規範」を掲載した小冊子に掲載するとともに、ポスターを社内各部門・各事業所に掲示しているほか、三菱電機グループホームページにも掲載し周知を図っています。

三菱電機グループの国内外関係会社においても、各社ごとに内部通報制度を設けています。



「倫理遵法ホットライン」社内周知用ポスター

# リスクマネジメント

---

基本的な考え方

リスクマネジメント体制

環境リスクへの対応

災害対策の取組

情報セキュリティーへの対応

- ▶ 基本的な考え方
- ▶ 情報セキュリティーの体制
- ▶ 各種施策
- ▶ 個人情報保護の取組
- ▶ 第三者評価・認証

## 基本的な考え方

---

三菱電機グループは、重電システム、産業メカトロニクス、情報通信システム、電子デバイス、家庭電器、その他の広範囲の分野にわたり開発、製造、販売等の事業を行っており、またそれぞれの事業は日本国内及び北米、欧州、アジア等の海外において幅広く展開されています。

三菱電機グループは、社会、顧客、株主を始めとするステークホルダーの皆様の期待に応え、持続的成長を実現するため、事業遂行に伴うリスクを適切に管理する体制を構築しています。

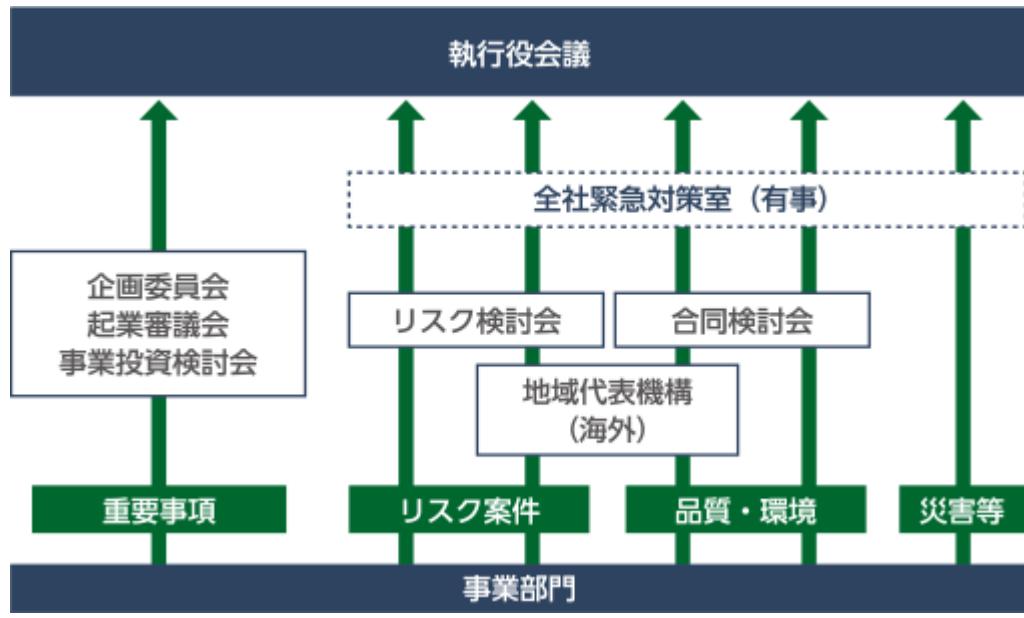
具体的には、リスク管理を事業遂行に組み込み、事業の規模・特性等に応じてリスクを管理するとともに、グループ全体に共通する重要なリスクについてはコーポレート部門を中心に管理するなど、リスクの種類、大きさ、影響度に応じて適切なリスク管理体制を構築しています。

# リスクマネジメント体制

三菱電機グループのリスクマネジメント体制は、各執行役が自己の分掌範囲について、責任を持って構築しています。

また、経営執行にかかる重要な事項については、執行役全員により構成する執行役会議において審議・決定しており、執行役全員の経営参画と情報共有化、経営のシナジー効果の追求及び三菱電機グループとしての多面的なリスクマネジメントを行っています。

その中で、極めて重い社会的責任が問われ、三菱電機グループ経営への甚大な影響が予想されるような事態や、大規模災害・事故・パンデミックなど、緊急事態が発生した際には、初動を迅速かつ適切に遂行すべく、社長を室長とする全社緊急対策室を設置し対策を講じていくこととしています。



リスクマネジメント体制（三菱電機グループ）

## 環境リスクへの対応

---

三菱電機グループでは、事業活動にともない環境に著しい影響を与える、若しくは与える可能性のある潜在的なリスクの早期発見に努めています。

例えば、地下水や土壌の汚染、PCB廃棄物の取扱いや環境施設の不具合といったような環境リスクに対して、万一の事故や緊急事態に備え、本社部門、製作所、研究所、支社、国内外の関係会社などにおいて、具体的なリスクと担当部門を特定した対応手順書を整備しています。また、受注した工事の社外請負先、業務委託先において事故や苦情、法令違反等が発生する可能性を想定し、社外の関係者にも対応手順を周知しています。

各々の組織では、担当者が緊急事態への対応を適切に行えるかどうかを毎年1回以上、テストしています。このテストは、起こりうる緊急事態を想定したもので、これを実施することで環境事故等に対する初動、暫定措置、コミュニケーションが適切に機能するかどうかを確認し、問題点を発見した場合には手順書を改訂し周知しています。

[【環境への取組】環境リスクマネジメント](#)

# 災害対策の取組

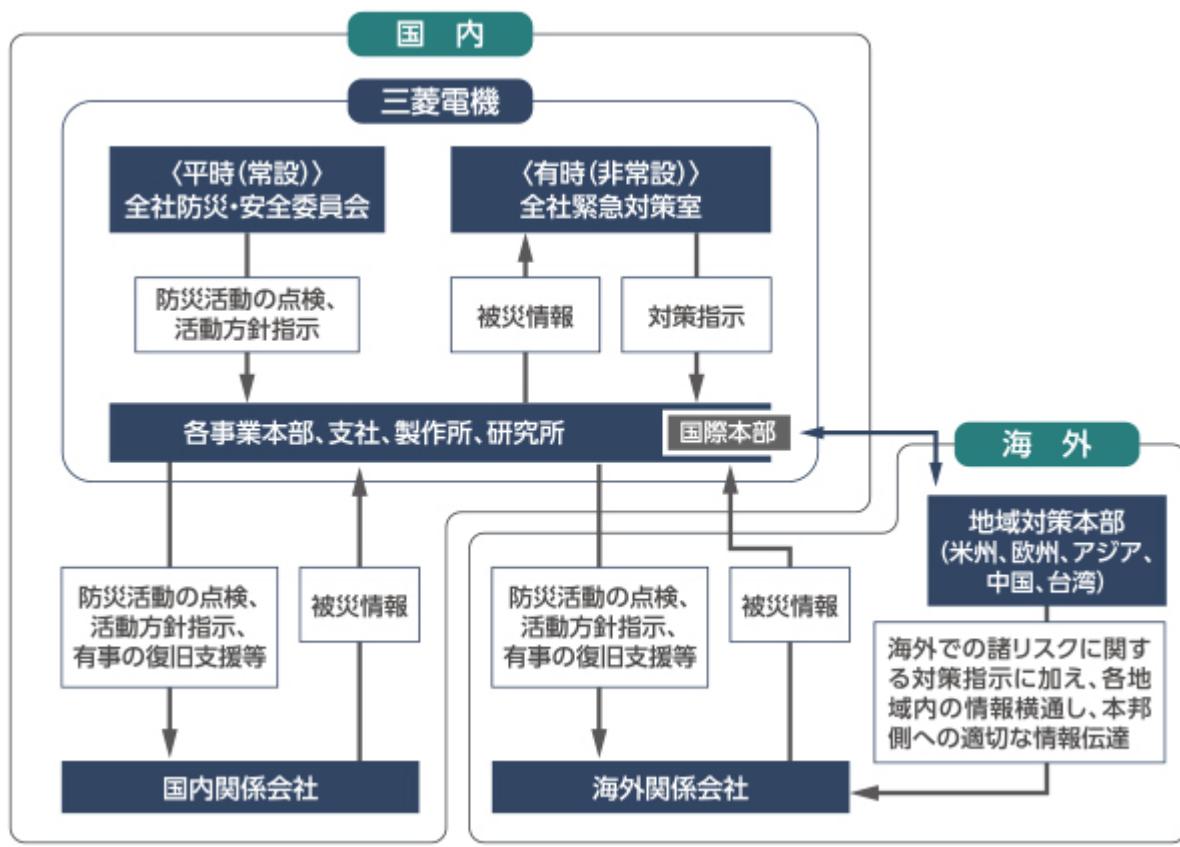
## 大規模災害への対応体制整備

グローバルに事業を展開する中では、地震、地域紛争、テロ、感染症など、様々な災害に見舞われる恐れがあります。三菱電機グループでは、有事の防災体制や災害対策を再点検し、対応を強化しています。

### 有事の防災体制

三菱電機グループでは、大規模災害により三菱電機拠点に甚大な被害が発生した、又はその恐れがある場合、社長を室長とする「全社緊急対策室」を設置し、三菱電機グループ全体の緊急事態に対応する体制を構築しています。

全社緊急対策室では、災害状況の確認（人的・物的）のほか、事業継続に向けた取組や、社会からの要請への対応（被災地支援、寄付等）について、迅速に対応方針を検討・遂行します。特に海外拠点・海外関係会社については、各地域対策本部と連携をとりながら、従業員の安全確保（安否確認、生活支援等）、事業復旧のサポートを行うこととしています。



### 平時の体制（災害対策のPDCAサイクル構築）

平時においては、これまでの防災への取組を形骸化させることがないよう、総務 担当執行役を委員長とする「全社防災・安全委員会」を設置し、三菱電機グループの災害対策に関する定期的な（年一回以上）確認・見直しや訓練結果を踏まえた改善を行うなどして、PDCAサイクルを循環させることとしています。

2017年度は、「防災・BCP訓練の工夫・実施」、「耐震化と減災対策の推進」、「サプライヤーBCPの推進」を重点課題として選定し、グループ内に展開しました。

2018年度は、「有事における実効性向上に向けたBCPの見直し」を重点課題として選定し、グループ内に展開しています。

## 事業継続、災害対策の取組

### BCPの策定と定期的（年一回）見直し

三菱電機は製品供給者としての責任を果たすべく、全事業所において、2010年度に新型インフルエンザを想定したBCP、2012年度に大規模地震を想定したBCPを策定しました。

2013年度以降は、代替拠点での事業継続に関する検討や、国内・海外の主要関係会社におけるBCPの策定を進めています。また、BCPを策定している各事業所、国内・海外関係会社では一旦策定したBCPが形骸化しないよう、毎年BCPを見直し、対策の改善を行っています。

### サプライチェーンにおける事業継続

三菱電機では、大規模災害等によってサプライヤーが甚大な被害を被り、材料供給が寸断され、三菱電機の生産に支障をきたす事態を避ける取組を進めています。

#### □① サプライヤーのBCPリスク評価

2014年度から日本国内のサプライヤーを対象に、全社統一指標を用いたサプライヤーBCPリスク評価を行い、リスクの高いサプライヤーの見える化を実施しています。

#### □② サプライヤーのリスク軽減に向けた活動

サプライヤーBCPリスク評価により判明したリスクを軽減するため、複数社購買を推進するとともに、サプライヤー側についても複数工場化に取り組みいただいている。また、サプライヤー向けのBCPセミナーを開催するなど、サプライヤーの防災対策の啓発・支援も行っています。

#### □③ 災害発生時の初動迅速化に向けた活動

災害発生時の初動調査の迅速化を目的として、災害発生地点に近接するサプライヤーの所在地を地図上で検索できるMAP検索システムを構築し、活用しています。

今後は海外生産拠点においても安定調達を進めるべく、複数社購買の推進やサプライヤー側での複数工場化に取り組んでいきます。

## 災害訓練と対策の見直し

三菱電機グループでは、従来から事業所、関係会社ごとに災害対策マニュアルを策定し、事前対策（減災に向けた対応）と防災訓練を実施しています。例えば三菱電機IT戦略室では、データセンター環境を首都圏と関西に二拠点化し、毎年、有事を想定したデータセンターの切替訓練を実施しています。

2017年度の訓練においても、全共通システムについて、目標とする復旧時間を達成しました。

また、関係会社に対しても、三菱電機内で実施している災害対策と同等の対策を講じるよう指導し、各拠点で訓練等を通じた有事の備えを強化しています。



三菱電機国内拠点のBCP訓練



三菱電機海外拠点（台湾）での訓練

## パンデミックへの対策

交通手段・交通網の発達や、経済のグローバル化で人の移動が増えたことにより、エボラ出血熱や新型インフルエンザなどの感染症が世界的に流行する（パンデミック）リスクが高まっています。

三菱電機事業のグローバル化が進む中、国内においては、企業に求められる社会的責任を果たすべく、新型インフルエンザ等の発生時における、①人の安全確保、②社会機能の維持にかかわる事業の継続、③自社の経済的被害の極小化、を目的とした取組（BCP策定、出張者・駐在者の動態把握、マスク等の備蓄など）を推進しています。

海外については、新型インフルエンザの発生の確率が高い国を中心に、新型インフルエンザを想定したBCPを策定するなど、各国の事情を踏まえた対策を講じるよう指導しています。

## 海外における安全の確保

三菱電機グループでは、人事部海外安全対策センターが、海外拠点（三菱電機・国内関係会社の海外事業所並びに海外関係会社）と連携しながら、海外出張者の動態把握・安否確認、各種情報発信（外務省や専門機関等から収集した情報に基づく出張規制等）、従業員教育などを行っています。

2017年度は、関係会社含め、海外赴任者、出張者向けに海外安全セミナーを開催するとともに、10カ国・14カ所の海外拠点を訪問し、治安状況に加えて医療・衛生環境、教育・生活環境などの調査と助言を行いました。また、外務省主催の「海外安全官民協力会議」にメンバーとして参画し、各種企業・団体と情報交換、意見交換を行い、三菱電機及び海外拠点のリスクマネジメント活動に反映させています。

# 情報セキュリティーへの対応

---

---

基本的な考え方

---

情報セキュリティーの体制

---

各種施策

---

個人情報保護の取組

---

第三者評価・認証

## 情報セキュリティーへの対応

---

### 基本的な考え方

三菱電機グループでは、企業機密や個人情報を万が一漏えいし、お客様や社会にご迷惑をおかけすることのないよう、社会的責任を果たすべく、企業機密・個人情報を適正に管理しています。三菱電機の営業情報や技術情報、知的財産等の企業機密は、2005年2月に制定した「[企業機密管理宣言](#)」の考えに基づき管理しています。企業顧客の皆様からお預かりした情報については、機密保持契約の遵守はもちろん、自社の企業機密と同等な保護・管理に努めています。

各種アンケートやお買い上げいただいた製品の登録、アフターサービス等を通じて入手したお客様の個人情報は、2004年4月に制定した「[個人情報保護方針](#)」の考えに基づき管理しています。特に、三菱電機では2008年1月にプライバシーマークを取得し、個人情報の適正な取扱いに努めています。

# 情報セキュリティーへの対応

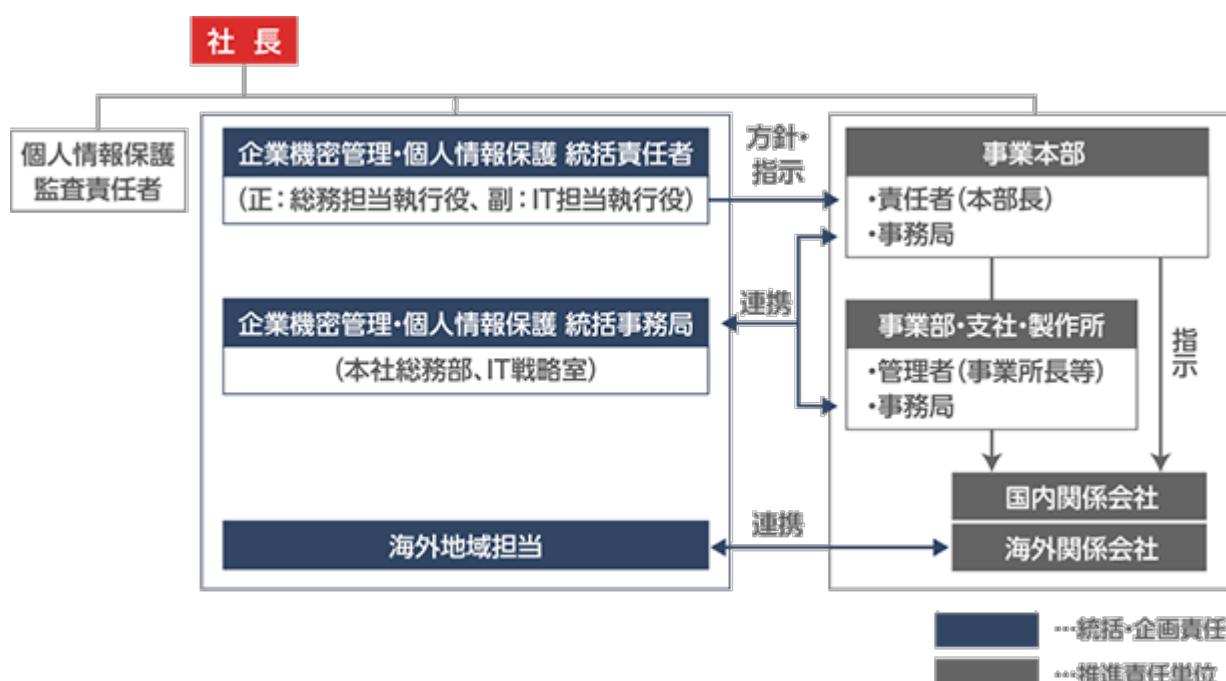
## 情報セキュリティーの体制

三菱電機執行役社長が、企業機密管理・個人情報保護統括責任者と個人情報保護監査責任者を指名します。企業機密管理・個人情報保護統括責任者が情報セキュリティー全般を統括し、統括事務局が施策の企画・推進を行います。企業機密・個人情報の実際の利用・管理については、それぞれの事業本部で、本部長（企業機密管理・個人情報保護責任者）及び事業所長（実施管理者）が管理責任を負います。事業本部事務局、事業所事務局が統括事務局と定期的に情報セキュリティーに関する委員会を開催し、連携することで、情報セキュリティーの確保に努めています。

個人情報保護監査責任者は個人情報保護の監査の実施・報告について責任を持ちます。企業機密・個人情報の漏えいなど情報セキュリティー上の事故が三菱電機グループで発生した場合は、この体制に沿って報告が行われ、法令に従い迅速な対応を行い、必要に応じて適時適切に開示しています。

海外関係会社も国内関係会社同様、事業本部が指示・指導します。加えて、海外地域担当が連携して情報セキュリティーの確保に努めています。

三菱電機グループでは2010年にお客様からお預かりした個人情報を漏えいする事故を起こして以来、企業機密・個人情報が漏えいする重大な事故を再び起さないよう努めています。

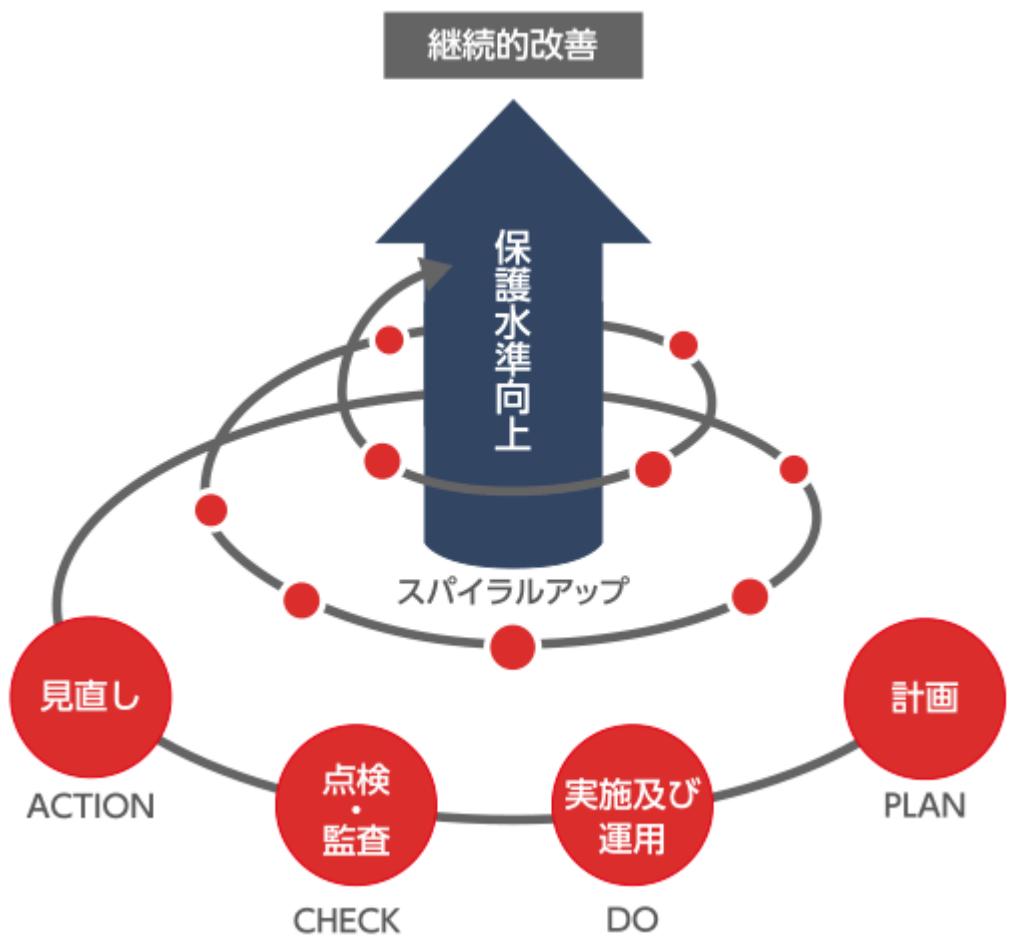


## グローバルでの取組

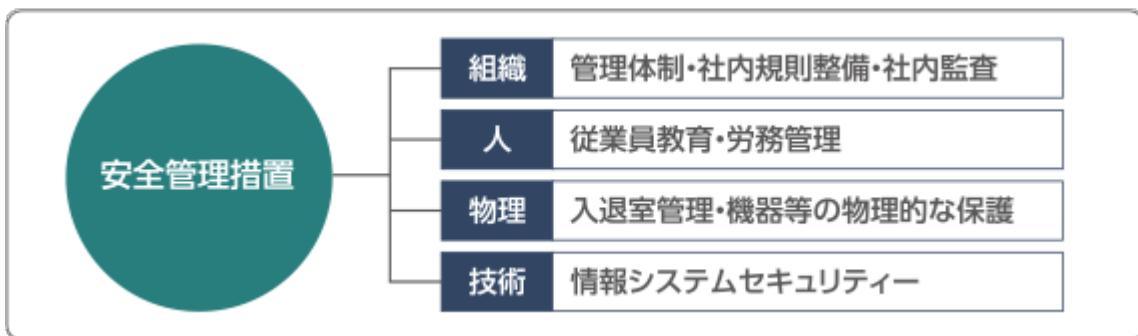
海外関係会社を含めたグループ全体で情報セキュリティレベルを維持・向上すべく、関係会社向けの企業機密管理・個人情報保護に関するガイドラインを制定の上で、情報セキュリティーの体制に則り、各種点検を実施しています。

## マネジメントの考え方

三菱電機グループでは企業機密管理と個人情報保護活動をPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルによる継続的な改善活動として取り組み、企業機密・個人情報を守るために組織的・人的・物理的・技術的からなる4つの安全管理措置を実施しています。



PDCAサイクルによる継続的改善



安全管理措置

## 情報セキュリティーにかかる規則・ガイドライン

情報セキュリティーにかかる規則・ガイドラインを4つの安全管理措置に沿って整備し、現行の法律に対応して適宜見直しを行っています。

## 情報セキュリティーの点検・監査

PDCAサイクルの中のC（チェック）として、三菱電機グループ全体の企業機密管理・個人情報保護活動が適正になされているか、またどのようなレベルにあるか確認し、改善していくため、下記の点検と監査を実施しています。

### 情報セキュリティーにかかる点検・監査

企業機密管理・個人情報保護に関する自己点検	三菱電機グループ各社ではチェックリストを用いて、情報セキュリティーの取組を自己点検しています。
企業機密管理・個人情報保護に関する相互点検	三菱電機事業所間では相互に情報セキュリティーの運用状況を確認しています。関係会社の情報セキュリティーの運用状況は三菱電機が確認しています。
個人情報保護の監査 (PMS監査)	三菱電機では、個人情報保護監査責任者の指示の下、全社で個人情報の保護状況を確認しています。プライバシーマークを付与された国内関係会社では、各社の監査責任者により同様の確認をしています。

# 情報セキュリティーへの対応

## 各種施策

### 情報セキュリティーの教育

三菱電機では、企業機密・個人情報の適切な取扱いを徹底する企業風土を醸成するために下記の教育プログラムを実施しています。

#### □全従業員への教育

約4万人の全従業員を対象に情報セキュリティーの教育を年1回、eラーニングで実施し、三菱電機の方針、情報漏洩事故概況、前年度の反省、個人情報保護法、不正競争防止法、一人ひとりが認識すべき安全管理措置（組織的・人的・物理的・技術的）を周知徹底します。

#### □キャリアパスに沿った教育

新入社員教育、20代対象の研修、30代対象の研修、40代対象の研修、新任課長研修の中で、各階層で求められる役割を果たすために必要な企業機密管理・個人情報保護の教育を実施しています。

#### □その他の個別教育

海外赴任者に対しては赴任前研修の中で、企業機密管理・個人情報保護に関する三菱電機の取組状況、経済産業省の営業秘密管理指針、海外での情報漏洩事故の事例について教育しています。

### 取引先・委託先管理

企業機密・個人情報を委託する際は、適切に秘密保持契約を締結した上で、セキュリティー上の理由から取引・委託先に求めるべき事項があれば契約書に記載しています。委託先が適切な保護水準を維持しているか評価・選定し、契約後も定期的に利用及び管理状況の報告を受けるなど適切な監督を行っています。さらに、個人情報の取扱いを他社に委託するときは、個人情報保護に留意した取扱い事項を規定した契約をしています。

### サイバー攻撃への対応

最近脅威を増しているサイバー攻撃に対しては、CSIRT（シーサート：サイバー攻撃監視・即応体制）を設け、監視を強化し、迅速に対応しています。その上で、三菱電機と国内関係会社では不審メール対処予行演習を実施し、不審メールが送信されても従業員一人ひとりが適切に対処できるように努めています。

# 情報セキュリティーへの対応

## 個人情報保護の取組

### 個人情報保護

三菱電機では、2001年10月に「個人情報の保護に関する規則」を整備し、三菱電機従業員及びその他関係者に個人情報保護を周知徹底した上で、2004年に「個人情報保護方針」を制定、2008年1月に日本工業規格「JIS Q 15001：2006個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合し、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備していることを認定するプライバシーマークを取得しました。以後、継続して5回目の更新に至っています。

また、2017年5月に施行された改正個人情報保護法に適切に対応すべく、社内の規則などを見直しました。

### 個人情報の適切な取扱い

個人情報は利用目的を特定するなど適切に取得し、利用するときは利用目的の範囲を超えて利用しない、第三者に提供するときはあらかじめ本人の同意を得てから行うなど、個人情報を適切に取り扱っています。



### EU一般データ保護規則（GDPR）への対応

EUにおけるプライバシー保護の枠組として2018年5月に施行されるEU一般データ保護規則（GDPR；General Data Protection Regulation）に伴い、三菱電機グループとしてEU個人データを適切に取り扱っています。

## 情報セキュリティーへの対応

### 第三者評価・認証

三菱電機及び国内関係会社では、情報セキュリティーに関連する第三者評価・認証の取得を推進しています。

#### プライバシーマーク取得状況（2018年3月20日現在）

三菱電機株式会社

アイテック阪急阪神株式会社

株式会社アイプラネット

エムビーテクノ株式会社

株式会社ガウス

ジャパンネット株式会社

西菱電機株式会社

株式会社ダイヤモンドパーソNEL

日本アドバンス・テクノロジー株式会社

株式会社ビーシーシー

三菱スペース・ソフトウエア株式会社

三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社

三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社

三菱電機クレジット株式会社

株式会社三菱電機ビジネスシステム

メルコ保険サービス株式会社

メルテック・ビジネス株式会社

株式会社栗菱コンピューターズ

ISMS認証取得状況（2018年3月29日現在）

三菱電機株式会社（インフォメーションシステム統括事業部）

三菱電機株式会社（鎌倉製作所）

三菱電機株式会社（情報技術総合研究所情報セキュリティ技術部）

三菱電機株式会社（宣伝部ウェブサイト統括センター）

三菱電機株式会社（通信機製作所）

アイテック阪急阪神株式会社

青森三菱電機機器販売株式会社（関連組織：株式会社シンク）

株式会社シンリョー

西菱電機株式会社（猪名寺事業所技術統括本部／猪名寺事業所（分室）／鳥取西菱電機株式会社）

通菱テクニカ株式会社

日本アドバンス・テクノロジー株式会社（湘南事業所名古屋分室を除く）

株式会社ビーシーシー

三菱スペース・ソフトウエア株式会社

三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社、株式会社テクノウェア

三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社（MIND ISMS関連事業部門及び事業所）

三菱電機エンジニアリング株式会社（伊丹事業所及び基板・LSI事業部（伊丹事業所駐在部門））

三菱電機エンジニアリング株式会社（鎌倉事業所）

三菱電機エンジニアリング株式会社（京都事業所）

三菱電機システムサービス株式会社 電子本部（東京テレコム支社 企画部（総務課、経理課、資材課除く））

三菱電機特機システム株式会社（東部事業部）

三菱電機特機システム株式会社（西部事業部（三田地区、伊丹地区、岩国地区））

株式会社三菱電機ビジネスシステム

三菱電機プラントエンジニアリング株式会社

三菱電機マイコン機器ソフトウエア株式会社

三菱プレシジョン株式会社（防衛・宇宙営業本部における右記製品の防衛・宇宙向け営業、鎌倉事業所における航空・宇宙・慣性・電波機器及びシミュレーションシステムの製造及び保守）

株式会社栗菱コンピューターズ（本社）

菱栄テクニカ株式会社（品証事業部計測管理部校正サービスセンター）

# 三菱電機グループの知的財産活動

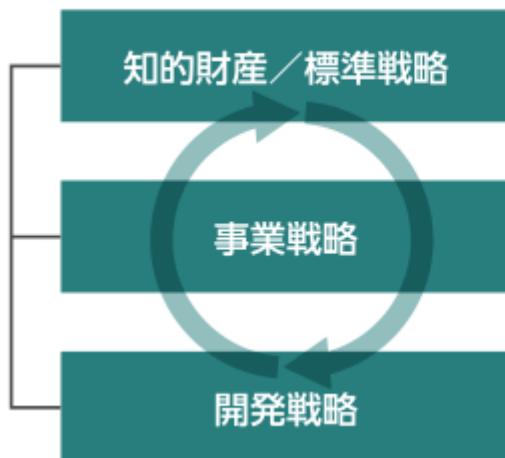
## 戦略的知財活動

知的財産権の適切な保護は、技術の進歩や健全な競争を促し、豊かな暮らしと社会の発展に寄与します。三菱電機グループでは、知的財産を将来にわたる重要な経営資源と位置づけています。事業活動・研究開発活動・知的財産活動を一体として捉え、三菱電機グループ事業の成長戦略と連動し、事業や社会に貢献するグローバルな知的財産力を強化すると共に、知的財産権の保護に積極的に取り組んでいます。

## 知的財産部門の組織

三菱電機グループの知的財産部門は、社長直轄の本社知的財産部門と各製作所・研究所・関係会社知的財産部門から構成され、知的財産担当執行役のもと、知的財産活動を展開しています。本社知的財産部門は、全社戦略の立案、重点プロジェクトの推進、特許庁など外部機関への対応、知的財産渉外活動を担当し、各製作所・研究所・関係会社の知的財産部門は、全社戦略に基づく個別戦略の推進を担当しています。これらの知的財産部門は相互に連携、融合することで、より効果的な活動を展開しています。

### 三位一体



### 知的財産ネットワーク



事業・研究開発活動と知的財産活動をリンク

## グローバル知的財産戦略

三菱電機グループでは、重点事業や重要研究開発プロジェクトと連携して知的財産の重点プロジェクトを設定し、今後の事業拡大が予想される新興国へも事業展開に先行して出願することで、知的財産活動のグローバル化を加速しています。また、米国、欧州及び中国の各拠点には知的財産活動を担当駐在員を置き、各国の事業拠点、研究所、関係会社の知的財産力を強化しています。こうした取組により、グローバルで強力な特許網の構築を目指しています。

三菱電機グループの知的財産力と知的財産活動のグローバル化を示すものとして、当社は、特許庁（JPO）発表の特許登録件数（2017年）で国内第1位に、世界知的所有権機関（WIPO）発表の国際出願上位出願人（2017年）で世界第4位にランクインされています。

この他、三菱電機グループでは、技術を機能とデザインの両面から保護するため、特許網の構築に併せ、国内外での意匠権取得活動を積極的に推進しています。

国際出願上位出願人（2017年公開出願件数）

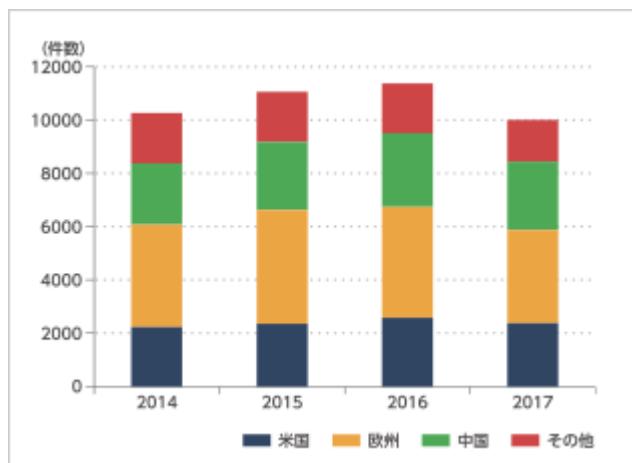
順位	出願人	国名	件数
1	ファーウェイ	中国	4,024
2	ZTE	中国	2,965
3	インテル	米国	2,637
4	三菱電機	日本	2,521
5	クアルコム	米国	2,163

(WIPO)

2017年特許登録件数（日本）

順位	出願人	件数
1	三菱電機	4,484
2	キヤノン	3,931
3	トヨタ自動車	3,378
4	パナソニック	2,990
5	本田技研工業	2,502

(特許庁)



三菱電機グループ 海外特許出願の年次推移



グローバル知的財産力の一層の強化

## 標準知的財産戦略

三菱電機グループは、グローバル市場における事業拡大に向けて国際標準化活動を進めています。国際標準化活動と連携した知的財産活動として、国際標準を支える特許（標準必須特許）の取得活動を推進しています。デジタル放送、MPEG、HEVC、DVD、ブルーレイディスク™、移動体通信では、標準必須特許ライセンスを一括管理する団体であるパテントプールに加盟しており、その標準必須特許群から得られる知的財産収入は事業収益の改善・拡大に貢献しています。また、国際標準を取り巻く競争領域における特許取得活動も併せて強化することにより、国際標準に基づく製品の競争力向上とシェア拡大に貢献する知的財産活動を進めています。

※ ブルーレイディスク™はブルーレイディスク アソシエーションの商標です。

## 知的財産権の尊重

三菱電機グループでは、自社の知的財産だけでなく、他者の知的財産も含め、お互いに認め、尊重しあう姿勢が必要であることを「倫理・遵法行動規範」に明記し、実践しています。他者の知的財産権を侵害すると「倫理・遵法行動規範」に反するだけでなく、高額なライセンス料の支払いや該当する製品の製造中止といった事業継続の上で大きなダメージを受ける恐れがあります。

三菱電機グループでは、他者権利の侵害を防止するため、技術者、知的財産実務担当者を中心に各種教育施策を実施し、他者権利尊重の意識を高め、製品の開発から販売に至るまでの各段階に応じ他者特許調査を実施する等の対応をルール化し、徹底しています。また、他者からの侵害防止活動についても積極的に取り組んでおり、特に模倣品対策では、社内の活動に加え、関係業界団体との連携、国内外の政府機関への働きかけ等、多様な活動を展開しています。

## 知的財産政策への協力

特許審査の迅速化・効率化、国際標準化活動、模倣品・海賊版対策や世界特許システムの構築といった知的財産政策は、公正な競争を促すと共に、豊かな暮らしや社会の発展に貢献します。

そのため三菱電機では、知的財産戦略本部や特許庁の政府機関、一般社団法人日本経済団体連合会や一般社団法人日本知的財産協会等の業界団体との活動を通じ、知的財産政策や関連法改正に関して産業界の立場から各種提言を行っています。また、経済のグローバル化がますます進展する現在において三菱電機は、世界知的所有権機関（WIPO）、海外の特許庁との積極的な意見交換や情報収集を通じ、よりグローバルな視点からの知的財産政策の確立に協力しています。

# 株主・投資家とともに

## 基本的な考え方

三菱電機グループでは、株主・投資家の皆様からの理解と信頼を得るために積極的なIR活動を推進し、経営方針や戦略・業績などの、適時適切な情報開示に努めています。また、株主・投資家の皆様から頂いた意見や対話の結果を経営に反映させるべく努力しています。

## 株主とのコミュニケーション

三菱電機は、定時株主総会を毎年6月下旬に開催しています。招集通知の発送を6月初旬に行い、かつ発送の1週間前に三菱電機オフィシャルウェブサイト上で招集通知を開示することで、株主の皆様の議案の検討に必要な時間を確保するとともに、インターネットでも議決権行使いただける環境を整えています。

三菱電機は、株主総会を株主の皆様と直接コミュニケーション取れる貴重な機会ととらえています。事業戦略や業績等の説明は、写真や図等を多く取り入れたパワーポイントを活用したビジュアルプレゼンテーションを用いて行い、より分かりやすい説明を心がけるとともに、頂いたご質問に対して丁寧な回答を行うことで、誠実かつ建設的な対話を目指しています。

併せて製品展示会も実施しており、株主の皆様により三菱電機グループの事業内容についてご理解いただく機会を設けています。

また、毎年12月初旬には、第2四半期累計期間の概況と今後の取組についてまとめた「株主通信（中間報告書）」を株主の皆様にお届けし、三菱電機グループへの理解を深めていただくよう努めています。



株主通信

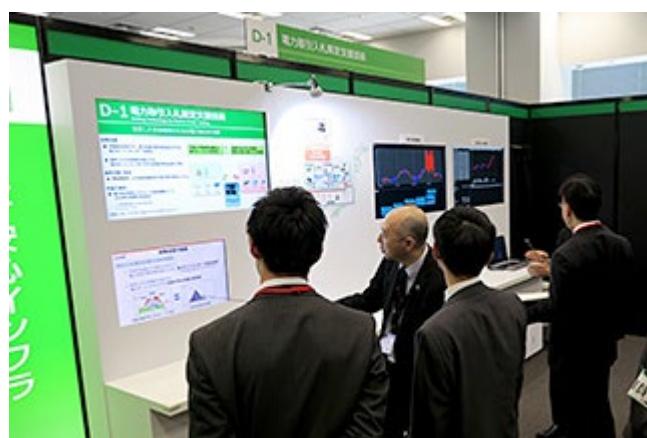
## 2017年度の主なIR活動

機関投資家やアナリストを対象に経営戦略説明会、決算説明会、個別ミーティングを実施するとともに、三菱電機グループの各事業に対する理解を深めていただくために、パワーデバイス事業説明会及びFAシステム事業戦略説明会、研究開発戦略と成果を説明する場として研究開発成果披露会などを開催しました。また、個人投資家を対象に会社説明会を開催しました。

### 投資家情報



経営戦略説明会（2018年度）



研究開発成果披露会